

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年2月14日

【四半期会計期間】 第10期第3四半期  
(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

【会社名】 富士通コンポーネント株式会社

【英訳名】 FUJITSU COMPONENT LIMITED

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 石坂 宏一

【本店の所在の場所】 東京都品川区東五反田二丁目3番5号

【電話番号】 03 - 5449 - 7000 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 望月 晴夫

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区東五反田二丁目3番5号

【電話番号】 03 - 5449 - 7000 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 望月 晴夫

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

##### 連結経営指標等

回次	第9期 第3四半期 連結累計期間	第10期 第3四半期 連結累計期間	第9期 第3四半期 連結会計期間	第10期 第3四半期 連結会計期間	第9期
会計期間	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 10月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 10月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日
売上高 (百万円)	25,308	30,115	9,356	10,123	34,972
経常利益又は 経常損失( ) (百万円)	2,438	9	434	138	2,866
四半期純利益又は 四半期(当期) 純損失( ) (百万円)	2,174	63	120	103	2,623
純資産額 (百万円)			852	4	555
総資産額 (百万円)			28,536	29,533	28,492
1株当たり純資産額 (円)			31,122.56	43,423.76	35,431.83
1株当たり四半期 純利益金額又は 四半期(当期) 純損失金額( ) (円)	31,513.65	923.47	1,746.33	1,494.10	38,025.71
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)				793.65	
自己資本比率 (%)			3.0	0.0	2.0
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,421	2,786			2,625
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	914	1,609			1,172
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,852	1,552			3,953
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)			1,924	1,070	1,565
従業員数 (外、平均臨時雇用人員) (名)			3,489	3,256 (637)	3,484 (406)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第9期、第9期第3四半期連結累計期間、第9期第3四半期連結会計期間及び第10期第3四半期連結累計期間の、潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在しますが1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれる事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	3,256 (637)
---------	----------------

(注) 従業員数は就業人員であります。臨時従業員数は( )内に当第3四半期連結会計期間の平均雇用人員(1日8時間換算)を外数で記載しております。臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

### (2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	353
---------	-----

(注) 従業員数は就業人員であります。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門	生産高(百万円)	前年同四半期比(%)
リレー部門	3,897	30.8
コネクタ部門	634	14.0
入出力デバイス部門	3,799	12.8
その他	939	1.6
合計	9,271	2.7

- (注) 1 金額は販売価格によっております。  
 2 上記金額には消費税等は含まれておりません。

#### (2) 受注実績

当第3四半期連結会計期間における受注実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門	受注高(百万円)	前年同四半期比(%)	受注残高(百万円)	前年同四半期比(%)
リレー部門	4,094	11.1	5,842	32.6
コネクタ部門	622	25.1	489	20.0
入出力デバイス部門	3,971	18.4	4,176	18.9
その他	1,052	22.7	394	9.9
合計	9,740	12.7	10,902	2.8

- (注) 1 金額は販売価格によっております。  
 2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
 3 外貨建て受注高については期中平均相場により円貨に換算し、外貨建て受注残高については連結決算日の直物為替相場により円貨に換算しております。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門	販売高(百万円)	前年同四半期比(%)
リレー部門	4,145	32.6
コネクタ部門	671	8.8
入出力デバイス部門	4,197	7.0
その他	1,108	13.2
合計	10,123	8.2

(注) 1 金額は販売価格によっております。

2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前第3四半期連結会計期間		当第3四半期連結会計期間	
	販売高(百万円)	割合(%)	販売高(百万円)	割合(%)
富士通エレクトロニクス(株)	2,292	24.5	2,034	20.1

3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

#### 4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

##### (1) 経営成績の分析

当第3四半期連結会計期間における我が国の経済は、第2四半期連結会計期間に引き続き海外経済の回復を背景とした輸出・生産の増加や個人消費の持ち直し等により緩やかな回復が続きました。しかしながら、雇用環境は依然として厳しい状況であり、エコカー補助金打ち切りやドル安・ユーロ安の進行及び長期化等、国内外の経営環境も厳しい状態が続いております。

当社グループが属する電子部品業界におきましては、欧米を中心とした自動車関連部品やアジア地域におけるデジタル機器・産業機器関連部品が好調で、需要の回復基調が続いております。

このような経営環境のもと、生産体制の整備や増産対応に努め、当第3四半期連結会計期間の連結売上高は10,123百万円(前年同期比8.2%増)となりました。

##### (リレー部門)

家電・車載・産業機器・通信の全市場で需要が好調であり、また、需要に対処するため増産を図ったことで、売上高は4,145百万円(前年同期比32.6%増)となりました。

##### (コネクタ部門)

国内情報機器向け所要減により売上高は671百万円(前年同期比8.8%減)となりました。

##### (入出力デバイス部門)

国内車載・決済端末向けタッチパネルの所要減等により売上高は4,197百万円(前年同期比7.0%減)となりました。

##### (その他部門)

車載用コントロール基板の所要回復により売上高は1,108百万円(前年同期比13.2%増)となりました。

損益面につきましては、前年度に引き続き徹底的なコスト削減を中心とした損益改善により、当第3四半期連結会計期間の営業利益は190百万円(前年同期は営業損失401百万円)と、第2四半期連結累計期間から更に利益を積み上げ着実に回復しております。第1四半期からの急激な円高に伴う為替差損21百万円の発生があったものの、経常利益は138百万円(前年同期は434百万円の経常損失)、四半期純利益は103百万円(前年同期は120百万円の四半期純損失)と益転を達成いたしました。

< 業績推移 >

	平成22年3月期				平成23年3月期			
	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	累計 期間	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	累計 期間
売上高	7,202	8,749	9,356	25,308	9,843	10,149	10,123	30,115
営業利益又は 営業損失( )	1,246	551	401	2,199	20	42	190	252
経常利益又は 経常損失( )	1,352	652	434	2,438	111	36	138	9
四半期純利益又は 四半期純損失( )	1,395	657	120	2,174	97	69	103	63
受注高	8,033	9,654	11,163	28,850	11,744	9,818	9,740	31,303
受注残高	8,105	8,791	10,605		11,504	11,916	10,902	

[所在地別の業績]

1. 日本

国内は、家電・車載・産業機器市場を中心としたリレーの需要増により、売上高は6,268百万円(前年同期比5.3%増)となりました。このうち海外向けは331百万円(前年同期比44.6%増)となりました。

2. アジア

アジアは、中国市場を中心とした家電・車載・産業機器・通信の全市場でのリレーの需要増等により売上高は2,103百万円(前年同期比14.3%増)となりました。

3. 北米

北米は、車載向けリレーや産業機器向けサーマルプリンタを中心とした所要増により売上高は703百万円(前年同期比15.8%増)となりました。

4. ヨーロッパ

ヨーロッパは、車載・産業機器向けリレーの所要増により売上高は1,047百万円(前年同期比9.7%増)となりました。

また、海外売上高は北米、ヨーロッパ、アジア全域でのリレーを中心とした需要増により4,165百万円(前年同期比15.4%増)となりました。

## (2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の総資産は29,533百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,040百万円増加いたしました。流動資産は16,956百万円となり、前連結会計年度末に比べ972百万円増加いたしました。主な要因は、受取手形及び売掛金の増加(660百万円)、商品及び製品を中心とした棚卸資産の増加(863百万円)、現金及び預金の減少(494百万円)等によるものであります。有形固定資産は11,319百万円となり、前連結会計年度末に比べ126百万円増加いたしました。減価償却費による減少分を設備投資額が上回ったことによるものであります。無形固定資産は647百万円となり、前連結会計年度末に比べ51百万円減少いたしました。投資その他の資産は609百万円となり、前連結会計年度末に比べ6百万円減少いたしました。

当第3四半期連結会計期間末の負債合計は29,529百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,592百万円増加いたしました。流動負債は支払手形及び買掛金の増加(2,917百万円)、短期借入金の減少(1,366百万円)、長期借入金の支払期限一年内に伴う固定負債から流動負債への振替による増加(3,000百万円)等により、前連結会計年度末に比べ4,731百万円増加の25,294百万円となりました。固定負債は長期借入金の支払期限一年内に伴う固定負債から流動負債への振替による減少(3,000百万円)により4,235百万円となり、前連結会計年度末に比べ3,139百万円減少いたしました。

当第3四半期連結会計期間末の純資産合計は4百万円となり、前連結会計年度末に比べ551百万円減少いたしました。主な要因は、円高に伴う為替換算調整勘定の減(487百万円)によるものであります。

## (3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ494百万円減少の1,070百万円となりました。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは994百万円の収入(前年同期は1,750百万円の支出)となりました。減価償却費465百万円、仕入債務の増加額1,021百万円、売上債権の増加額248百万円、たな卸資産の増加額297百万円等の計上によるものであります。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは565百万円の支出(前年同期比345百万円の増加)となりました。主に有形固定資産の取得による支出579百万円によるものであります。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは843百万円の支出(前年同期は2,161百万円の収入)となりました。短期借入金の返済による純減少790百万円によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を特に定めておりません。

なお、当社は、法令・定款遵守を含むコンプライアンスの基本理念として、富士通グループ及び当社グループで定められた共通の行動の原理・原則「FUJITSU Way」及び「富士通コンポーネントグループミッション」に基づく企業運営が株主の皆様の利益に資するものと判断しております。

また、会社の支配に関する基本方針の在り方については、重要な経営課題のひとつであると認識しており、今後も「FUJITSU Way」及び「富士通コンポーネントグループミッション」を基本に、その具体的な取り組み内容について、関係当局の見解や判断、社会動向を注視しつつ継続して検討を行ってまいります。

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間の研究開発費の総額は453百万円であります。

### 第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

前四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	260,000
第1種優先株式	2,000
第2種優先株式	8,000
計	270,000

##### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年2月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	69,269	69,269	東京証券取引所 市場第二部	権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株 式であり、単元株制度は採用 していません。
第1種優先株式 (当該優先株式は行 使価額修正条項付 新株予約権付社債 等です)	1,000	1,000		(注)2、3、4
第2種優先株式 (当該優先株式は行 使価額修正条項付 新株予約権付社債 等です)	2,000	2,000		(注)5、6、7
計	72,269	72,269		

(注) 1 提出日現在の発行数には、平成23年2月1日からこの有価証券報告書提出日までの第1種優先株式及び第2種優先株式の取得請求権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(注) 2 第1種優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債等の特質は以下のとおりであります。

- ・当第1種優先株式は、当社普通株式の株価の下落に伴う転換価額の修正により、当第1種優先株式に表示された権利の行使により交付することとなる普通株式数が増加します。
- ・当第1種優先株式の行使価額の修正基準及び修正頻度については、平成16年11月10日から平成23年11月8日まで、毎月第2水曜日の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで(当日を含む。)の3連続取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(1,000円未満を切り捨てる。)に修正されることとなっております。詳細は下記「(注)4(8)普通株式への転換予約権(取得請求権)」をご参照願います。
- ・当第1種優先株式の行使価額の上限・下限については、修正後の転換価額が94,000円を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とし、決定日価額が308,000円を上回る場合には、修正後の転換価額は上限転換価額とすることとなっております。詳細は下記「(注)4(8)普通株式への転換予約権(取得請求権)」をご参照願います。
- ・当第1種優先株式の取得条項については、法令に定める場合を除き、本優先株式の発行日以降いつでも、本優先株主または本優先登録株式質権者に対して取得日から30日以上45日以内の事前通知を行った上で、残存する本優先株式の全部または一部を取得することができ、一部を取得するときは、抽選その他の方法により行うこととなっております。詳細は下記「(注)4(5)取得条項」をご参照願います。

- (注) 3 第1種優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債等に関する事項は以下のとおりであります。
- ・当第1種優先株式の権利の行使に関する事項について、所有者との間の取り決めはありません。
  - ・当第1種優先株式の権利の売買に関する事項について、平成17年11月9日までは、発行会社以外の第三者に、発行会社が同意した場合を除き譲渡することはできない旨の買取契約を締結しております。詳細は下記「(注) 4 (11)株券の売買に関する事項」をご参照願います。
  - ・当第1種優先株式の株券の貸借に関する事項について、所有者との間の取り決めはありません。
  - ・当第1種優先株式のその他投資者の保護を図るため必要な事項について、該当事項はありません。
- (注) 4 第1回第1種優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 単元株制度は採用しておりません。
- (2) 優先配当金
- (イ) 剰余金の配当を行う場合の優先配当金
- 当社は、剰余金の配当を行うときは、本優先株式を有する株主(以下「本優先株主」という。)または本優先株式の登録株式質権者(以下「本優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)及び普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、本優先株式1株につき下記(ロ)に定める額の剰余金の配当(以下「本優先配当金」という。)を行う。
- (ロ) 剰余金の配当を行う場合の優先配当金の額
- 本優先株式の発行価額(1,000,000円)に、それぞれの事業年度ごとに下記の年率(以下「優先配当年率」という。)を乗じて算出した額とする。
- 優先配当年率 = 3月31日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)の日本円TIBOR(1年物) + 1.15%
- 優先配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。
- 年率修正日は毎年4月1日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。「日本円TIBOR(1年物)」とは、午前11時における日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値の平均値を指すものとする。日本円TIBOR(1年物)が公表されていない場合には、同日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるユーロ円1年物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR(1年物))として英国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを用いる。
- (ハ) 非累積条項
- ある事業年度において、本優先株主または本優先登録株式質権者に対して配当する剰余金の額が本優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- (ニ) 参加条項
- 普通株主または普通登録株式質権者に対して配当する剰余金の額を20倍した金額が、本優先配当金を超える場合は、本優先株主または本優先登録株式質権者に対して、その超える金額を本優先配当金に加算して支払う。
- (3) 残余財産の分配
- 当社の残余財産を分配するときは、本優先株主または本優先登録株式質権者に対して、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、1株につき1,000,000円(ただし、本優先株式について株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)を支払う。本優先株主または本優先登録株式質権者に対して前記のほか、残余財産の分配は行わない。
- (4) 取得等
- 当社は、法令に定めるところに従って本優先株主との合意によりいつでも本優先株式を有償で取得することができ、法令に定めるところに従ってこれを消却することができる。
- (5) 取得条項
- 当社は、法令に定める場合を除き、本優先株式の発行日以降いつでも、本優先株主または本優先登録株式質権者に対して取得日から30日以上45日以内の事前通知を行った上で、残存する本優先株式の全部または一部を、1株につき1,010,000円(ただし、本優先株式について株式の併合または分割その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、かかる事項が行われる直前の本優先株式の経済的価値を維持できる範囲で適切に調整された額とする。)で取得することができる。一部を取得するときは、抽選その他の方法により行う。
- (6) 議決権条項
- 本優先株式は自己資本の充実および財務体質の強化を目的として発行したものであり、本優先株主は、株主総会において、議決権を有しない。

(7)株式の併合または分割、新株予約権等

当社は、法令に定める場合を除き、本優先株式について、株式の併合または分割を行わない。当社は、本優先株主に対しては、本優先株主の地位に基づいて募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

当社は、本優先株主には無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

(8)普通株式への転換予約権（取得請求権）

(イ)取得を請求し得べき期間

本優先株式の取得を請求し得べき期間は、平成16年11月10日から平成23年11月8日までとする。

(ロ)取得の条件

本優先株式は、上記(イ)の期間中、1株につき下記(a)乃至(c)に定める転換価額により、当社の普通株式を交付するよう請求（以下「転換請求」という。）することができる。

(a)当初転換価額

当初転換価額は、237,000円とする。

(b)転換価額の修正

平成16年11月10日から平成23年11月8日まで、毎月第2水曜日(以下「決定日」という。)の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで(当日を含む。)の3連続取引日(終値(気配表示を含む。)のない日を除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの3連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(1,000円未満を切り捨てる。以下「決定日価額」という。)に修正される。なお、時価算定期間に、下記(c) または で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後の転換価額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、修正後の転換価額が94,000円(以下「下限転換価額」という。ただし、下記(c)による調整を受ける。)を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とし、決定日価額が308,000円(以下「上限転換価額」という。ただし、下記(c)による調整を受ける。)を上回る場合には、修正後の転換価額は上限転換価額とする。

(c)転換価額の調整

当社は、本優先株式の発行後、下記 に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数}}{\text{1株当たりの時価}} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

転換価額調整式により本優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

( ) 下記 ( ) に定める時価を下回る払込金額をもって当社の普通株式を新たに発行または当社の有する当社の普通株式を処分する場合(ただし、当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券または当社の普通株式の発行もしくはこれに代えて当社の有する当社の普通株式の移転(以下当社の普通株式の発行または移転を「交付」という。)を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得または行使による場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、または募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

( )株式の分割により普通株式を発行する場合、

調整後の転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。ただし、剰余金から資本金に組入れられることを条件にその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該剰余金の資本金の増加の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための基準日とする場合には、調整後の転換価額は、当該剰余金の資本金組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

なお、上記ただし書の場合において、株式の分割のための基準日の翌日から当該剰余金の資本金組入れの決議をした株主総会の終結の日までに転換をなした者に対しては、次の算出方法により、当会社の普通株式を新たに発行する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額をもって転換により当該期間内に発行された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に、1株に満たない端数が生じたときは、会社法第167条に定める方法によりこれを取扱う。

( )下記 ( )に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合、

調整後の転換価額は、発行される証券または新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換されまたは当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は発行日)の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

当会社は、上記 に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会が適当と判断する転換価額の調整を行うものとする。

( )株式の併合、資本金の減少、新設分割、吸収分割、または合併のために転換価額の調整を必要とするとき。

( )その他当会社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

( )転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

( )転換価額調整式を用いる計算については、1,000円未満を切り捨てる。

( )転換価額調整式に使用する時価は、調整後転換価額を適用する日(ただし、上記 ( )ただし書の場合には基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値(気配表示を含む。)のない日数を除く。)の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値とする。この場合、平均値の計算は、1,000円未満を切り捨てる。

( )転換価額調整式で使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、または基準日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社普通株式数を控除した数とする。

上記 乃至 については、下限転換価額の調整についてこれを準用する。

(d)転換により発行すべき普通株式数

本優先株式の転換により発行すべき当会社普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{本優先株主が転換請求のために提出した本優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

転換により発行すべき普通株式数の算出に当たって、1株に満たない端数が生じたときは、会社法第167条に定める方法によりこれを取扱う。

(八)転換請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

(二)転換の効力発生

転換請求書及び本優先株式の株券が上記(八)に記載する転換請求受付場所に到着した時に、当会社は本優先株式を取得し、当該転換請求をした株主は、当社がその取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式の株主となる。ただし、本優先株式の株券が発行されないときは、株券の提出を要しない。

(9) 普通株式への一斉転換（一斉取得）

平成23年11月8日までに転換請求のなかった本優先株式は、平成23年11月9日（以下「一斉転換日」という。）をもって、その全部を取得する。当社は、当該取得と引換えに、各本優先株主の有する本優先株式の払込金額相当額を、一斉転換日に先立つ3取引日（一斉転換日を含み、終値（気配表示を含む。）のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（1,000円未満を切り捨てる。以下「強制転換価額」という。）で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、強制転換価額が94,000円（下限転換価額）を下回るときは、各本優先株主の有する本優先株式の払込金額相当額を当該下限転換価額で除して得られる数の普通株式となる。上記の普通株式の数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取扱う。

(10) 種類株主総会の決議

会社法第322条第2項に関する定款の定めはございません。

(11) 株券の売買に関する事項

本優先株式の引受先である富士通株式会社との間で、本優先株式を平成17年11月9日までは、発行会社以外の第三者に、発行会社が同意した場合を除き譲渡することはできない旨の買取契約を締結しております。

(注) 5 第2種優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債等の特質は以下のとおりであります。

- ・当第2種優先株式は、当社普通株式の株価の下落に伴う転換価額の修正により、当第2種優先株式に表示された権利の行使により交付することとなる普通株式数が増加します。
- ・当第2種優先株式の行使価額の修正基準及び修正頻度については、平成21年12月29日から平成28年6月29日まで、毎年6月および12月の第2水曜日の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで（当日を含む。）の3連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（1,000円未満を切り捨てる。）に修正されることとなっております。詳細は下記「(注) 7 (8) 普通株式への転換予約権（取得請求権）」をご参照願います。
- ・当第2種優先株式の行使価額の上限・下限については、修正後の転換価額が当初転換価額の50%を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とし、決定日価額が当初転換価額の150%を上回る場合には、修正後の転換価額は上限転換価額とすることとなっております。詳細は下記「(注) 7 (8) 普通株式への転換予約権（取得請求権）」をご参照願います。
- ・当第2種優先株式の取得条項については、法令に定める場合を除き、本優先株式の平成21年12月29日からいつでも、本優先株主または本優先登録株式質権者に対して取得日から30日以上45日以内の事前通知を行った上で、残存する本優先株式の全部または一部を取得することができ、一部を取得するときは、抽選その他の方法により行うこととなっております。詳細は下記「(注) 4 (5) 取得条項」をご参照願います。

(注) 6 第2種優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債等に関する事項は以下のとおりであります。

- ・当第2種優先株式の権利の行使に関する事項について、取得を請求し得べき期間は平成21年12月29日から平成28年6月29日までとすることとなり、平成21年12月28日までは権利を行使できないこととなっております。詳細は下記「(注) 7 (8) 普通株式への転換予約権（取得請求権）」をご参照願います。
- ・当第2種優先株式の権利の売買に関する事項について、平成23年6月29日までは、発行会社以外の第三者に、発行会社が同意した場合を除き譲渡することはできない旨の買取契約を締結しております。詳細は下記「(注) 7 (12) 株券の売買に関する事項」をご参照願います。
- ・当第2種優先株式の株券の貸借に関する事項について、所有者との間の取り決めはありません。
- ・当第2種優先株式のその他投資者の保護を図るため必要な事項について、該当事項はありません。

(注) 7 第1回第2種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 単元株制度は採用しておりません。

(2) 優先配当金

(イ) 剰余金の配当を行う場合の優先配当金

当社は、剰余金の配当を行うときは、本優先株式を有する株主（以下「本優先株主」という。）または本優先株式の登録株式質権者（以下「本優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、本優先株式1株につき下記(ロ)に定める額の剰余金の配当（以下「本優先配当金」という。）を行う。

(ロ) 剰余金の配当を行う場合の優先配当金の額

本優先株式の発行価額(1,000,000円)に、それぞれの事業年度ごとに下記の年率(以下「優先配当年率」という。)を乗じて算出した額とする。

優先配当年率 = 3月31日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)の日本円TIBOR(1年物) + 1.15%

優先配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

年率修正日は毎年4月1日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。「日本円TIBOR(1年物)」とは、午前11時における日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値の平均値を指すものとする。日本円TIBOR(1年物)が公表されていない場合には、同日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるユーロ円1年物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR(1年物))として英国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを用いる。

(ハ) 非累積条項

ある事業年度において、本優先株主または本優先登録株式質権者に対して配当する剰余金の額が本優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(二) 参加条項

普通株主または普通登録株式質権者に対して配当する剰余金の額を20倍した金額が、本優先配当金を超える場合は、本優先株主または本優先登録株式質権者に対して、その超える金額を本優先配当金に加算して支払う。

(3) 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、本優先株主または本優先登録株式質権者に対して、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、1株につき1,000,000円(ただし、本優先株式について株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)を支払う。本優先株主または本優先登録株式質権者に対して前記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 取得等

当社は、法令に定めるところに従って本優先株主との合意により平成21年12月29日からいつでも本優先株式を有償で取得することができ、法令に定めるところに従ってこれを消却することができる。

(5) 取得条項

当社は、法令に定める場合を除き、本優先株式の平成21年12月29日からいつでも、本優先株主または本優先登録株式質権者に対して取得日から30日以上45日以内の事前通知を行った上で、残存する本優先株式の全部または一部を、1株につき1,010,000円(ただし、本優先株式について株式の併合または分割その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、かかる事項が行われる直前の本優先株式の経済的価値を維持できる範囲で適切に調整された額とする。)で取得することができる。一部を取得するときは、抽選その他の方法により行う。

(6) 議決権条項

本優先株式は、財務体質の毀損の事前の解消及び財務基盤の強化を目的として発行したものであり、本優先株主は、株主総会において、議決権を有しない。

(7) 株式の併合または分割、新株予約権等

当社は、法令に定める場合を除き、本優先株式について、株式の併合または分割を行わない。当社は、本優先株主に対しては、本優先株主の地位に基づいて募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

当社は、本優先株主には無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

(8) 普通株式への転換予約権 (取得請求権)

(イ) 取得を請求し得べき期間

本優先株式の取得を請求し得べき期間は、平成21年12月29日から平成28年6月29日までとする。

(ロ) 取得の条件

本優先株式は、上記(イ)の期間中、1株につき下記(a)乃至(c)に定める転換価額により、当会社の普通株式を交付するよう請求(以下「転換請求」という。)することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は、39,800円とする。

(b) 転換価額の修正

平成21年12月29日から平成28年6月29日まで、毎年6月および12月の第2水曜日(以下「決定日」という。)の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで(当日を含む。)の3連続取引日(終値(気配表示を含む。)のない日を除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの3連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(1,000円未満を切り捨てる。以下「決定日価額」という。)に修正される。なお、時価算定期間内に、下記(c) または で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後の転換価額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、修正後の転換価額が当初転換価額の50%(以下「下限転換価額」という。ただし、下記(c)による調整を受ける。)を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とし、決定日価額が当初転換価額の150%(以下「上限転換価額」という。ただし、下記(c)による調整を受ける。)を上回る場合には、修正後の転換価額は上限転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

当社は、本優先株式の発行後、下記 に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

転換価額調整式により本優先株式の転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

( ) 下記 ( ) に定める時価を下回る払込金額をもって当社の普通株式を新たに発行または当社の有する当社の普通株式を処分する場合(ただし、当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券または当社の普通株式の発行もしくはこれに代えて当社の有する当社の普通株式の移転(以下当社の普通株式の発行または移転を「交付」という。)を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得または行使による場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、または募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

( ) 株式の分割により普通株式を発行する場合。

調整後の転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。ただし、剰余金から資本金に組入れられることを条件にその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該剰余金の資本金の増加の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための基準日とする場合には、調整後の転換価額は、当該剰余金の資本金組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

なお、上記ただし書の場合において、株式の分割のための基準日の翌日から当該剰余金の資本金組入れの決議をした株主総会の終結の日までに転換をなした者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を新たに発行する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額をもって転換により当該期間内に発行された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に、1株に満たない端数が生じたときは、会社法第167条に定める方法によりこれを取扱う。

- ( ) 下記 ( ) に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合、調整後の転換価額は、発行される証券または新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換されまたは当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は発行日）の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

当会社は、上記 ( ) に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会が適当と判断する転換価額の調整を行うものとする。

- ( ) 株式の併合、資本金の減少、新設分割、吸収分割、または合併のために転換価額の調整を必要とするとき。
- ( ) その他当会社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- ( ) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ( ) 転換価額調整式を用いる計算については、1,000円未満を切り捨てる。
- ( ) 転換価額調整式に使用する時価は、調整後転換価額を適用する日(ただし、上記 ( ) ただし書の場合には基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値(気配表示を含む。)のない日数を除く。)の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値とする。この場合、平均値の計算は、1,000円未満を切り捨てる。
- ( ) 転換価額調整式で使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、または基準日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社普通株式数を控除した数とする。上記 ( ) 乃至 ( ) については、下限転換価額の調整についてこれを準用する。

(d) 転換により発行すべき普通株式数

本優先株式の転換により発行すべき当会社普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{本優先株主が転換請求のために提出した本優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

転換により発行すべき普通株式数の算出に当たって、1株に満たない端数が生じたときは、会社法第167条に定める方法によりこれを取扱う。

(八) 転換請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

(二) 転換の効力発生

転換請求書及び本優先株式の株券が上記(八)に記載する転換請求受付場所に到着した時に、当会社は本優先株式を取得し、当該転換請求をした株主は、当社がその取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式の株主となる。ただし、本優先株式の株券が発行されないときは、株券の提出を要しない。

(9) 普通株式への一斉転換（一斉取得）

平成28年6月29日までに転換請求のなかった本優先株式は、平成28年6月30日（以下「一斉転換日」という。）をもって、その全部を取得する。当社は、当該取得と引換えに、各本優先株主の有する本優先株式の払込金額相当額を、一斉転換日に先立つ3取引日（一斉転換日を含み、終値（気配表示を含む。）のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（1,000円未満を切り捨てる。以下「強制転換価額」という。）で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、強制転換価額が下限転換価額を下回るときは、各本優先株主の有する本優先株式の払込金相当額を当該下限転換価額で除して得られる数の普通株式を交付し、強制転換価額が上限転換価額を上回る場合には、当該上限転換価額で除して得られる数の普通株式を交付する。上記の普通株式の数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取扱う。

(10) 期中転換または一斉転換があった場合の取扱い

本優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の剰余金の配当は、4月1日に転換があったものとみなして支払うものとする。

(11) 種類株主総会の決議

会社法第322条第2項に関する定款の定めはございません。

(12) 株券の売買に関する事項

本優先株式の引受先である富士通株式会社との間で、本優先株式を平成23年6月29日までは、発行会社以外の第三者に、発行会社が同意した場合を除き譲渡することはできない旨の買取契約を締結しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

第1種優先株式

	第2四半期会計期間 (平成22年7月1日から 平成22年9月30日まで)	第3四半期会計期間 (平成22年10月1日から 平成22年12月31日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数（個）		
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数（株）		
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等（円）		
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額（百万円）		
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計（個）		
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数（株）		
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等（円）		
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額（百万円）		

第2種優先株式

	第2四半期会計期間 (平成22年7月1日から 平成22年9月30日まで)	第3四半期会計期間 (平成22年10月1日から 平成22年12月31日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条 項付新株予約権付社債券等の数(個)		
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)		
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等 (円)		
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額 (百万円)		
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行 使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)		
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条 項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)		
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条 項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等 (円)		
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条 項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額 (百万円)		

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年12月31日		72,269		6,764		1,000

(6) 【大株主の状況】

次の法人から、平成21年2月18日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書の変更報告書により平成21年2月13日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第3四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができておりません。

なお、当該変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
JPモルガン・アセット・マネジ メント株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7番3号 東京ビルディング	2,656	3.78
計		2,656	3.78

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第1種優先株式 1,000 第2種優先株式 2,000		優先株式の内容は、「1. 株式等の状況」の「(1)株式の総数等」の「発行済株式数」の注記に記載しております。
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 277		
完全議決権株式(その他)	普通株式 68,992	68,992	
単元未満株式			
発行済株式総数	72,269		
総株主の議決権		68,992	

【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 富士通コンポーネント 株式会社	東京都品川区 東五反田二丁目3番5号	277		277	0.38
計		277		277	0.38

## 2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

### 普通株式

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	71,500	59,000	48,700	42,900	40,850	38,900	36,250	32,800	37,300
最低(円)	33,000	38,050	37,300	36,800	34,850	35,500	26,000	25,500	29,500

(注) 株価は東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

### 第1種優先株式

当社第1種優先株式は、非上場であるため、該当事項はありません。

### 第2種優先株式

当社第2種優先株式は、非上場であるため、該当事項はありません。

## 3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,070	1,565
受取手形及び売掛金	11,825	11,164
商品及び製品	2,760	2,038
仕掛品	392	343
原材料及び貯蔵品	747	655
その他	364	445
貸倒引当金	204	229
流動資産合計	16,956	15,983
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	2,429	2,603
機械装置及び運搬具（純額）	3,120	3,088
工具、器具及び備品（純額）	960	1,107
土地	3,957	3,957
建設仮勘定	851	435
有形固定資産合計	11,319	11,193
無形固定資産		
投資その他の資産	647	699
その他	669	681
貸倒引当金	60	65
投資その他の資産合計	609	615
固定資産合計	12,576	12,509
資産合計	29,533	28,492

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	10,804	7,886
短期借入金	12,214	10,581
その他	2,275	2,095
流動負債合計	25,294	20,563
固定負債		
長期借入金	5	3,006
退職給付引当金	2,925	3,017
役員退職慰労引当金	218	219
障害対応費用引当金	79	87
その他	1,005	1,044
固定負債合計	4,235	7,374
負債合計	29,529	27,937
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	6,764	6,764
資本剰余金	6,680	6,680
利益剰余金	12,784	12,653
自己株式	25	25
株主資本合計	634	765
評価・換算差額等		
土地再評価差額金	845	778
為替換算調整勘定	1,476	988
評価・換算差額等合計	630	210
純資産合計	4	555
負債純資産合計	29,533	28,492

(2)【四半期連結損益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
売上高	25,308	30,115
売上原価	21,137	23,676
売上総利益	4,170	6,438
販売費及び一般管理費	<sup>1</sup> 6,370	<sup>1</sup> 6,186
営業利益又は営業損失( )	2,199	252
営業外収益		
持分法による投資利益	9	-
助成金収入	107	-
受取ロイヤリティ	42	60
受取補償金	-	25
その他	77	75
営業外収益合計	237	161
営業外費用		
支払利息	138	152
為替差損	100	164
退職給付会計基準変更時差異の処理額	172	-
その他	63	106
営業外費用合計	476	423
経常損失( )	2,438	9
特別利益		
貸倒引当金戻入額	19	-
事業構造改善引当金戻入額	<sup>2</sup> 336	-
投資有価証券売却益	-	<sup>3</sup> 12
持分変動利益	-	<sup>4</sup> 66
特別利益合計	355	79
特別損失		
投資有価証券評価損	<sup>5</sup> 36	<sup>5</sup> 12
事業構造改善費用	<sup>6</sup> 29	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	<sup>7</sup> 29
特別損失合計	66	42
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失( )	2,149	27
法人税、住民税及び事業税	20	88
法人税等調整額	4	3
法人税等合計	24	91
少数株主損益調整前四半期純損失( )	-	63
四半期純損失( )	2,174	63

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高	9,356	10,123
売上原価	7,602	8,093
売上総利益	1,754	2,029
販売費及び一般管理費	<sup>1</sup> 2,156	<sup>1</sup> 1,839
営業利益又は営業損失( )	401	190
営業外収益		
為替差益	5	-
持分法による投資利益	7	-
助成金収入	54	-
受取ロイヤリティー	12	17
その他	3	34
営業外収益合計	83	51
営業外費用		
支払利息	47	49
為替差損	-	21
退職給付会計基準変更時差異の処理額	57	-
その他	11	31
営業外費用合計	115	102
経常利益又は経常損失( )	434	138
特別利益		
貸倒引当金戻入額	19	-
事業構造改善引当金戻入額	<sup>2</sup> 336	-
特別利益合計	355	-
特別損失		
事業構造改善費用	<sup>3</sup> 29	-
特別損失合計	29	-
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失( )	108	138
法人税、住民税及び事業税	8	34
法人税等調整額	3	1
法人税等合計	12	35
少数株主損益調整前四半期純利益	-	103
四半期純利益又は四半期純損失( )	120	103

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失( )	2,149	27
減価償却費	1,573	1,424
貸倒引当金の増減額( は減少)	19	2
受取利息及び受取配当金	4	3
支払利息	138	152
持分法による投資損益( は益)	9	32
売上債権の増減額( は増加)	3,844	1,454
たな卸資産の増減額( は増加)	94	1,115
仕入債務の増減額( は減少)	3,035	3,795
投資有価証券売却損益( は益)	4	12
役員退職慰労引当金の増減額( は減少)	7	0
退職給付引当金の増減額( は減少)	234	91
事業構造改善引当金の増減額( は減少)	532	-
投資有価証券評価損益( は益)	36	12
持分変動損益( は益)	-	66
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	29
その他の流動資産の増減額( は増加)	98	3
その他の流動負債の増減額( は減少)	305	259
その他の固定負債の増減額( は減少)	15	4
その他	19	11
小計	1,230	2,980
利息及び配当金の受取額	4	3
利息の支払額	143	152
法人税等の支払額	54	45
法人税等の還付額	2	0
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,421	2,786
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	946	1,555
有形固定資産の売却による収入	79	35
投資有価証券の売却による収入	42	21
無形固定資産の取得による支出	93	108
その他	3	1
投資活動によるキャッシュ・フロー	914	1,609
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
長期借入金の返済による支出	1	-
株式の発行による収入	2,000	-
配当金の支払額	0	-
短期借入金の純増減額( は減少)	1,083	1,370
リース債務の返済による支出	230	181
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,852	1,552
現金及び現金同等物に係る換算差額	36	118
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	479	494
現金及び現金同等物の期首残高	1,444	1,565
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,924	1,070

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更                      第1四半期連結会計期間より、戸隠電子株式会社、株式会社栃木テックにつきましては、事業再編に伴い休眠会社となり重要性が低下しましたので、連結から除外しておりましたが、平成22年11月1日付で株式会社しなの富士通に吸収合併しました。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数                      12社</p>
2. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 「資産除去債務に関する会計基準」等の適用                      第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。                      これによる営業利益、経常損失に与える影響は軽微であり、税金等調整前四半期純損失は29百万円増加しております。なお、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は38百万円であります。</p>

【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	
(四半期連結損益計算書関係)	
<p>1. 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失」の科目を表示しております。</p> <p>2. 前第3四半期連結累計期間において、営業外収益の「その他」に含めていた「受取補償金」は、当第3四半期連結累計期間では区分掲記しております。なお、前第3四半期連結累計期間の営業外収益「その他」に含まれる「受取補償金」は4百万円であります。</p>	

当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)	
(四半期連結損益計算書関係)	
<p>1. 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。</p>	

【簡便な会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	
1 一般債権の貸倒見積高の算定方法	当第3四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。
2 棚卸資産の評価方法	当第3四半期連結会計期間末の棚卸高に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)  
 該当事項はありません。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)  
 該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 26,035 百万円	1 有形固定資産の減価償却累計額 25,931 百万円

(四半期連結損益計算書関係)

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)																																																
<p>1 販売費及び一般管理費の主なもの</p> <table> <tr><td>給料</td><td>1,501</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>賞与手当</td><td>108</td><td>"</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td>117</td><td>"</td></tr> <tr><td>役員退職引当金繰入</td><td>33</td><td>"</td></tr> <tr><td>物流費</td><td>439</td><td>"</td></tr> <tr><td>研究開発費</td><td>1,561</td><td>"</td></tr> <tr><td>その他</td><td>2,608</td><td>"</td></tr> <tr><td>計</td><td>6,370</td><td>"</td></tr> </table> <p>2 海外製造拠点の再編計画中止に伴う事業構造改善引当金の戻入によるものであります。</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5 保有有価証券の減損処理によるものであります。</p> <p>6 割増退職金及び事務所閉鎖費用によるものであります。</p> <p>7</p>	給料	1,501	百万円	賞与手当	108	"	退職給付費用	117	"	役員退職引当金繰入	33	"	物流費	439	"	研究開発費	1,561	"	その他	2,608	"	計	6,370	"	<p>1 販売費及び一般管理費の主なもの</p> <table> <tr><td>給料</td><td>1,407</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>賞与手当</td><td>126</td><td>"</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td>104</td><td>"</td></tr> <tr><td>役員退職引当金繰入</td><td>32</td><td>"</td></tr> <tr><td>物流費</td><td>545</td><td>"</td></tr> <tr><td>研究開発費</td><td>1,463</td><td>"</td></tr> <tr><td>その他</td><td>2,507</td><td>"</td></tr> <tr><td>計</td><td>6,186</td><td>"</td></tr> </table> <p>2</p> <p>3 持分法適用関連会社富晶通科技股? 有限公司の株式の売却によるものであります。</p> <p>4 持分法適用関連会社富晶通科技股? 有限公司の増資による持分変動差益であります。</p> <p>5 保有有価証券の減損処理によるものであります。</p> <p>6</p> <p>7 資産除去債務の過去遡及計上による損失であります。</p>	給料	1,407	百万円	賞与手当	126	"	退職給付費用	104	"	役員退職引当金繰入	32	"	物流費	545	"	研究開発費	1,463	"	その他	2,507	"	計	6,186	"
給料	1,501	百万円																																															
賞与手当	108	"																																															
退職給付費用	117	"																																															
役員退職引当金繰入	33	"																																															
物流費	439	"																																															
研究開発費	1,561	"																																															
その他	2,608	"																																															
計	6,370	"																																															
給料	1,407	百万円																																															
賞与手当	126	"																																															
退職給付費用	104	"																																															
役員退職引当金繰入	32	"																																															
物流費	545	"																																															
研究開発費	1,463	"																																															
その他	2,507	"																																															
計	6,186	"																																															

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)																																																
<p>1 販売費及び一般管理費の主なもの</p> <table> <tr><td>給料</td><td>493</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>賞与手当</td><td>37</td><td>"</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td>36</td><td>"</td></tr> <tr><td>役員退職引当金繰入</td><td>10</td><td>"</td></tr> <tr><td>物流費</td><td>161</td><td>"</td></tr> <tr><td>研究開発費</td><td>504</td><td>"</td></tr> <tr><td>その他</td><td>912</td><td>"</td></tr> <tr><td>計</td><td>2,156</td><td>"</td></tr> </table> <p>2 海外製造拠点の再編計画中止に伴う事業構造改善引当金の戻入によるものであります。</p> <p>3 割増退職金及び事務所閉鎖費用によるものであります。</p>	給料	493	百万円	賞与手当	37	"	退職給付費用	36	"	役員退職引当金繰入	10	"	物流費	161	"	研究開発費	504	"	その他	912	"	計	2,156	"	<p>1 販売費及び一般管理費の主なもの</p> <table> <tr><td>給料</td><td>413</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>賞与手当</td><td>40</td><td>"</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td>33</td><td>"</td></tr> <tr><td>役員退職引当金繰入</td><td>10</td><td>"</td></tr> <tr><td>物流費</td><td>172</td><td>"</td></tr> <tr><td>研究開発費</td><td>451</td><td>"</td></tr> <tr><td>その他</td><td>718</td><td>"</td></tr> <tr><td>計</td><td>1,839</td><td>"</td></tr> </table> <p>2</p> <p>3</p>	給料	413	百万円	賞与手当	40	"	退職給付費用	33	"	役員退職引当金繰入	10	"	物流費	172	"	研究開発費	451	"	その他	718	"	計	1,839	"
給料	493	百万円																																															
賞与手当	37	"																																															
退職給付費用	36	"																																															
役員退職引当金繰入	10	"																																															
物流費	161	"																																															
研究開発費	504	"																																															
その他	912	"																																															
計	2,156	"																																															
給料	413	百万円																																															
賞与手当	40	"																																															
退職給付費用	33	"																																															
役員退職引当金繰入	10	"																																															
物流費	172	"																																															
研究開発費	451	"																																															
その他	718	"																																															
計	1,839	"																																															

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金 <span style="float: right;">1,924百万円</span>	現金及び預金 <span style="float: right;">1,070百万円</span>
現金及び現金同等物 <span style="float: right;">1,924百万円</span>	現金及び現金同等物 <span style="float: right;">1,070百万円</span>

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び

当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	69,269
第1種優先株式(株)	1,000
第2種優先株式(株)	2,000

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	277

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)のいずれにおいても、当社グループは、リレー、コネクタ、入出力デバイス等の分野において、部品及び電子応用の機器を生産販売するエレクトロニクスメーカーとして、単一の事業活動を行っており、当該事業以外に事業の種類がないため該当事項はありません。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	北米 (百万円)	ヨーロッパ (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	5,954	1,839	607	954	9,356		9,356
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	2,766	1,326	74	59	4,226	( 4,226)	
計	8,721	3,165	681	1,014	13,583	( 4,226)	9,356
営業損失( )	333	41	8	20	403	2	401

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1) アジア.....中国・マレーシア・シンガポール・タイ・台湾

(2) 北米.....アメリカ

(3) ヨーロッパ...フランス・ドイツ・イギリス・オランダ

前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	北米 (百万円)	ヨーロッパ (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	15,831	5,075	1,615	2,786	25,308		25,308
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	7,524	3,575	185	77	11,362	( 11,362)	
計	23,355	8,651	1,800	2,863	36,670	( 11,362)	25,308
営業損失( )	1,747	321	74	63	2,206	6	2,199

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1) アジア.....中国・マレーシア・シンガポール・タイ・台湾

(2) 北米.....アメリカ

(3) ヨーロッパ...フランス・ドイツ・イギリス・オランダ

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

	アジア	北米	ヨーロッパ	計
海外売上高(百万円)	2,132	587	888	3,608
連結売上高(百万円)				9,356
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	22.8	6.3	9.5	38.6

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。  
 2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域  
 (1) アジア.....中国・台湾・韓国・インド・マレーシア・シンガポール・タイ  
 (2) 北米.....アメリカ・カナダ  
 (3) ヨーロッパ...フランス・ドイツ・イギリス・オランダ  
 3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

前第3四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

	アジア	北米	ヨーロッパ	計
海外売上高(百万円)	6,123	1,563	2,508	10,195
連結売上高(百万円)				25,308
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	24.2	6.2	9.9	40.3

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。  
 2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域  
 (1) アジア.....中国・台湾・韓国・インド・マレーシア・シンガポール・タイ  
 (2) 北米.....アメリカ・カナダ  
 (3) ヨーロッパ...フランス・ドイツ・イギリス・オランダ  
 3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

【セグメント情報】

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

当社グループは、リレー、コネクタ、入出力デバイス等の分野において、部品及び電子応用の機器を生産販売するエレクトロニクスメーカーとして、単一の事業活動を行っております。

したがって、開示対象となる報告セグメントはありませんので、記載を省略しております。

(金融商品関係)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

対象物の種類が通貨のデリバティブ取引が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、当該取引の契約額その他の金額に前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

対象物の種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
為替予約取引			
売建			
ドル	1,283	22	22
ユーロ	221	6	6
合計	1,505	28	28

- (注) 1 時価の算定方法は、先物為替相場によっております。  
 2 為替予約取引の時価については、契約で定められた受渡額に対応する時価を記載しておりましたが、前連結会計年度末より契約で定められた受渡額に対応する時価と受渡額との差額を記載しております。この変更は、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)の適用に伴い、注記事項「(金融商品関係)」との整合性を図ることを目的としております。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

開示の対象となる賃貸等不動産はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
43,423.76円	35,431.83円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第3四半期 連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	4	555
普通株式に係る純資産額(百万円)	2,995	2,444
差額の主な内訳(百万円)		
第1種優先株式	1,000	1,000
第2種優先株式	2,000	2,000
普通株式の発行済株式数(株)	69,269	69,269
普通株式の自己株式数(株)	277	277
1株当たり純資産額の算定に用いられた 普通株式の数(株)	68,992	68,992

2 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額( )等

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり 四半期純損失金額( ) 31,513.65円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。	1株当たり 四半期純損失金額( ) 923.47円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失金額( )の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失( )(百万円)	2,174	63
普通株式に係る四半期純損失( )(百万円)	2,174	63
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式の期中平均株式数(株)	68,992	68,992
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	(優先株式) 第1回第2種優先株式 (発行価額の総額 2,000百万円)	

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
1株当たり 四半期純損失金額( ) 1,746.33円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。	1株当たり四半期純利益金額 1,494.10円 潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益 793.65円

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額( )の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益 又は四半期純損失( )(百万円)	120	103
普通株式に係る四半期純利益 又は四半期純損失(百万円)	120	103
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式の期中平均株式数(株)	68,992	68,992
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	(優先株式) 第1回第2種優先株式 (発行価額の総額 2,000百万円)	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

## 2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 2月12日

富士通コンポーネント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 洋 二 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 角田 伸 理 之 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中 川 昌 美 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている富士通コンポーネント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、富士通コンポーネント株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月14日

富士通コンポーネント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 洋 二 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 角 田 伸 理 之 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中 川 昌 美 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている富士通コンポーネント株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、富士通コンポーネント株式会社及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。